

【事業名】 (24) 障害者一般就労・職場定着促進支援事業	
【事業の目的】 <p>障害者自立支援法においては、就労移行支援事業等の就労系サービスを利用することにより、地域の企業への一般就労に移行する障害者の増加を目指しているところであるが、今後は、就労が成功した後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施し、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることが必要不可欠である。このため、就労移行支援事業等を利用し、次の事業を実施する。</p>	
【事業内容】 <p>就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施。また、障害者の雇用を検討する企業の就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る。</p>	
実施主体	京都府
助成対象	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）
助成内容	<p>①就労移行支援事業所において、利用者に対して福祉専門職員等や地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施した場合に助成する。</p> <p>②フォローアップの一環として、就労移行支援事業において一般就労へ移行した者を対象に勉強会・自主交流会等を実施した場合に助成する。</p> <p>③就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者雇用を検討する企業に対し、職務内容等の提案（職務分析）を実施した場合に助成する。</p>
補助単価	<p>1回当たり 20,000円以内（①～③を5回以上実施した場合、年間36回を限度）</p> <p>1回にかかった経費が20,000円未満の場合は、経費分の助成額となる。</p>
負担割合	国10/10（基金）
実施年度	21年度～23年度
対象経費	当該事業に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、会場使用料及び備品購入費
<p>①～③については、本事業の講座・勉強会・自主交流会という本事業の趣旨を踏まえれば、就労している者を幅広く、また漏れなく対象とすること。また、障害者就業・生活支援センターとの連携は不可欠と考えられ（就職後一定期間を経過後、一番の理解者であった上司の退職など、環境の変化により不安定な状態を把握する場合等）、また、障害者就業・生活支援センター以外の協力機関としては、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者雇用を積極的に実施している企業等が考えられる。</p> <p>①の福祉専門職員等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士その他、社会適応訓練等の知識に習熟している者とする。</p>	

障害者一般就労・職場定着促進支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める障害者一般就労・職場定着促進支援事業を実施するに当たり、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は、地域の企業への一般就労が成功した障害者のその後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施することに対して助成措置を講じることにより、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることを目的とする。

第3 事業内容

この事業は、就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施すること並びに障害者の雇用を検討する企業に対して職務内容等を提案することにより障害者を雇用する企業の開拓を図るものとし、助成の対象となる事業者等は次の各号に掲げるとおりとする。

1 対象事業者

就労移行支援事業所であること。ただし、下記対象事業のうち（3）に係る事業を実施する場合は、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所であること。

2 対象事業

- (1) 就労移行支援事業所において、利用者に対して福祉専門職員等や地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施した場合
- (2) フォローアップの一環として、就労移行支援事業において一般就労へ移行した者を対象に勉強会・自主交流会等を勤務時間外に実施した場合
- (3) 就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者雇用を検討する企業に対し、職務内容等の提案（職務分析）を実施した場合

3 対象経費

上記対象事業の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、会場使用料及び備品購入費

第4 補助額の算定方法

この補助金の交付額は1回当たり20,000円以内とし、対象事業の(1)から(3)までに掲げる事業を5回以上実施した場合、年間36回を限度とする。

また、1回に要した経費が20,000円未満の場合は、経費分の助成額とする。

なお、合計額による補助対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 申請書の様式

本事業の交付申請は、要綱第4条に規定する様式によるものとし、障害者一般就労・職場定着促進支援事業計画書(別記様式第1号)を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第6 実績報告

要綱第5条に規定する報告は、要綱第5条に規定する様式によるものとし、障害者一般就労・職場定着促進支援事業実績報告書(別記第2号様式)を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月14日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。